



筑紫女学園大学リポジット

The Three Principles of the People and Independence of Normal School Education

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 崔, 淑芬, CUI, Shufen メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1076

三民主義による師範教育の独立性

崔 淑 芬

The Three Principles of the People and Independence of Normal School Education

Shufen CUI

筑紫女学園大学
人 間 文 化 研 究 所 年 報
第32号
2021年

ANNUAL REPORT
of
THE HUMANITIES RESEARCH INSTITUTE
Chikushi Jogakuen University
No. 32
2021

三民主義による師範教育の独立性

崔 淑 芬

The Three Principles of the People and Independence of Normal School Education

Shufen CUI

はじめに

清末から中華民国時期の新たな学校制度と教員並びに教員養成制度の確立には、当時の日本からの影響が強く伺われるが、やがてアメリカの新しい教育思想と学校制度からの影響が強まっていた。

1919年反封建主義、反帝国主義の精神をもって封建制の残滓を一掃しようとする声が強くなり、そのような背景の下に、1922年「新学制」と呼ばれたこの法令が誕生した。これにより、アメリカの新しい教育思想と学校制度からの影響が強まり、師範教育も民主化・科学化の方向へ向かった。この法令は中等師範教育内容の充実と学生資質の向上及び各地域の収縮の余地を多く残すことを目的としており、これにより師範学校と中学校の合併が行われた。この合併により、師範区制度と師範教育系统の独立性および師範生公費制度などが取り消された。また、本来あった高等師範学校制度が廃止された。一方では、中・高等学校教員の専門知識の不足と小学校教師数の不足という弊害を招いた。このような実態に直面した教育界は、「師範教育独立」というスローガンを掲げ、この世論を背景に師範教育独立は実現に向かっていった。

1929年には、『中華民国教育宗旨及び実施方針』が国民政府により公布された。この方針では、三民主義が国民教育の本源として強調された。また、これによると、「最新の科学教育および厳格な心身訓練を以て、一般国民道德上、学術上に最も健全な師資の養成を主な任務として、可能な範囲で其れを独立的に設置し、できる限りの郷村の師範教育を發展すべき」^(注1)という師範教育の方針が打ち出された。この教育宗旨に基づき、「三民主義」を旨として、徳・知・体および専門精神の各方面の訓練を通して小、中学校教師を養成するものであった。ここに師範学校教育

目標は最終的に定着し、1949年まで存続した。

本稿は、近代世界における教員養成の思想と制度の比較研究の一環として、中華民国期において、孫文の三民主義教育理念による近代的な教員養成制度の独立化への変遷について取り上げ、民国期の師範教育の改革経緯、発展の特徴を明らかにするとともに、その結果と影響がどのようなものであったかについて検討したいと思う。

一、デューイの教育理論と「壬戌学制」

1、デューイの中国への影響

中国は20世紀初頭以来、大半が日本の教育を模範として教育の近代化に努力してきた。だが、二十一条の要求を契機として、1919年に五四運動が起きる。この運動は、学生の排日運動から、広汎な反帝国主義、反封建主義運動へと発展したのであった。教育もこの方向へ向かって推進され、学制の改革、教育権の回収、平和の願望などの声が高まった。こうして日本の影響力が大きく後退し、その間隙を埋めるものとして取り入れられたのがデューイの教育理論であった。

第一次大戦で軍国主義ドイツを破ったアメリカのウィルソン大統領は、14カ条の平和宣言を行い、平和維持の方策として国際連盟の結成を提唱した。これによって、アメリカは中国民衆にとり平和・自由のシンボルとなった。しかもアメリカの教育界はデューイを先頭に、それまでの伝統的な注入教育を否定、児童中心的な教育理論の構築と実践に努力したが、それはアメリカ国内のみならず、海外の教育界にも広く新風を吹き込んだ。

こうした新しい教育理論を義和団賠償金によって派遣された官費留学生らが学び取って中国に帰国、新教育運動の推進者となっていったのである。当時、新教育運動の理論的・実践的指導者であった蒋夢麟、陶行知、胡適らは、コロンビア大学でデューイの弟子達であった。当初、日本のみ訪問するはずであったデューイは、1919年、彼ら弟子たちの懇請により急遽中国に足を伸ばすことになり、北京大学哲学教授及び北京高等師範教育研究科教育学教授の身分で、ついに2年2カ月も中国に留まることになったのである。彼は、北は奉天から、南は広東まで11省を踏破、五四運動など中国の新しい胎動を身をもって体験しながら、「平民主義」とその教育理論を説いて回った。当時彼の名は女性から子供にまで知りわたり、「教育即生活」「学校即社会」という言葉が教育界の普遍的標語となったと言われたほどであった。デューイは中国社会の当面する課題について、次のように認識していた。つまり、中国社会は国家としての統一が保ち得ないほど混乱しているとし、近代的な統一国家建設の必要性を力説した。その国家の統一を妨げている主要な原因を彼は、義和団事件を発端とする列強の資本侵入、軍閥の割拠、民衆の無関心、無気力であるとした。そしてその解決策を“教育”に求め、また期待も寄せていた。

「社会の改良はまったく学校に依存する。学校は新しい社会をつくり、旧弊を除去し、新しい方向に発展させるものであり、かついまだ現れていない能力を、児童が社会のためにおこなう大きな道具として準備するものである。多くの他の機関はすべて学校に及ばない。たとえば警察、

法律、政治などは社会を改良するものであるが、それらは根本的には大きな支障がある。この支障はただ学校のみが征服することができる。」^(注2)と、デューイは民治社会の実現、社会改良に果たす学校教育の役割を他の何にもまして重視する。彼はその教育を「学校はただ書物を読むことだけで足るものではなく、社会の有用な公民を育成し、共同生活の習慣と能力を持たせ、公德公益を重んずる訓練をおこない、立法・司法・行政の効用を知らせる」^(注3)ことにあると規定し、具体的には、国語教育の徹底、公立学校の普及、科学教育の重視及び教育界へのアメリカの援助の是正などを提唱した。

デューイの発想は中国の教育界のみならず、中国社会に新鮮な刺激を与えるとともに、知識層のあいだに、アメリカ教育への関心が次第に高まったのである。1913年の末、国民党系の雑誌は次のように論じている。

「五・四の経験で、学生たちは教室での数年の授業にまさる教訓をくみとった。運動に参加した学生たちは、いままで受けてきた教育について深い自覚をもった。校長・教職員は、もはや旧態依然たる“書物第一主義”“ツメコミ教育”をつづけることはできないだろう。改革は必要である。」^(注4)

2、師範教育系統の変遷

全国教育会連合会の討議経過から、学制改革は不可避とみた政府教育部は、連合会の年次大会に先立つ1922年9月、中国の思想家・教育家蔡元培を主席とする「学制会議」を召集した。会員は78名。会議ではいくつかの関連案件の議決を見、そして、持ち寄った草案を参考に学校系統改革案について討論を加えた。この会議における師範教育についての主な系統改革案をまとめると、次の通りである。^(注5)

教育部はここで、学制系統改革案を提案、会議はこれを一部修正のうえ議決して閉会した。こうして1922年11月1日、大総統の名による「学校系統改革案」が公布され、アメリカ6・3・3制を模した新学制が実施に移されたのである。^(注6)この新学制は、慣習に倣い、その年の干支をとって「壬戌学制」と名付けられた。

新学制は、各級学校の修業年限を、小学6年(初級小学4年、高級小学2年)、初級中学3年、高級中学3年、大学4～6年とし、また「義務教育年限は、しばらく4年を基礎とし、各地方ごとに適宜延長する。入学年齢は地方の実情により定める」と規定した。

清朝及び民国初期と袁世凱政府は、いずれも「教育宗旨」を掲げた。全国教育会連合会の各年次大会では、「教育宗旨なるものは封建的教育目的の、上からの告示である」として、内容は言うに及ばず、その形式自体に批判的な意見が強く出された。新学制は“教育宗旨”を踏襲せず、学制実施のための「標準」7カ条を次のように掲げている。

- ① 社会発展の需要に適應する。
- ② 平民教育の精神を發揮する。
- ③ 個性の發展を図る。

各省区師範學制系統草案比較表

省 別	提 案
広 東	① 初等師範は6年とし、前期3年に普通教育を受け、後期3年は師範。あるいは3年に初級中学卒業生を収容する。 ② 中学校は師範科を設けることができる。 ③ 高等師範は4年とし、高級中学の師範科卒業生普通科の卒業生を収容する。
黒龍江	分科中学に属す。
甘 肅	中学は6年とし、初級3年を普通科と職業各科に分け、高級3年を普通科と農工・商・師（師範）など各科に分ける。
浙 江	普通師範は4年とし、専科は2年とする。
湖 南	高級中学の中に師範科を設ける。
江 西	高級中学と同様の修業年限及び程度にする。
山 西	国民師範教育は、職業教育及び予備教育と同様、すべて傍系教育に属す。6年とする。
奉 天	師範中学予科は1年とし、本科は4年。 師範大学予科は2年、本科は4年とする。
雲 南	師範大学予科は2年、本科4年とする。
福 建	師範学校は6年、後期2年は選科とする。 高等師範本科は2年、研究科3年とする。

出典：丁致聘『中国近七十年來教育記事』により作成（台北商務印書館1961年）

- ④ 国民の経済力に留意する。
- ⑤ 生活教育に重きを置く。
- ⑥ 教育の普及に努める。
- ⑦ 各地方によってそれぞれ実施上の弾力性を与える。^(注7)

この学校系統改革案をまとめてみると、中国教育の民主化という社会的要望に添うべく、（1・2条）、国民経済や地方事情に即応して教育を普及させ（4・6・7条）、個性の発展や生活教育（3・5条）を実施するための教育体系を樹立しようとするものであった。

この新学制の意図するところをみると、以下の点が挙げられよう。

- ① 清末以来の日本型・ドイツ型による中央集権的な羈絆から脱却し、アメリカ型による地方分権的な方向へ転換し、教育権を省・区・県・特別市へ大幅に委ねることとしている。
- ② 教育の機会均等の原則に基づき、男女差別の撤廃、中等教育の開設、師範教育の充実、職業教育の重視、特殊教育の推進、民衆教育の普及など、近代化への方向を明確にしている。
- ③ 自己活動の原理・個性尊重の原理・自由主義の原理などを、選科制をはじめとする課程の標準的基準や教育方法に反映させようとしている。^(注8)

このアメリカの6・3・3制をモデルとする新学制は、中国師範教育史上においても重要な意義を持っている。そこで、師範教育に関する内容を見してみる。

・新学制によって、清末・民国初期における日本型師範教育制度は、徹底的に改革された。小学校から大学までの全修業年限を16学年とし、師範学校は中等教育レベル（第7～12学年、あるいは第10～12学年）、師範専修科は短期高等教育レベル（第13～14学年）師範大学は4年制大学レベル（第13～16学年）に位置づけられたのである。

・師範教育はすでに中等教育と高等教育に統一され、中等教育における師範教育について見ると以下ようになる。

- ① 高等中学は普通・農・工・商・師範・家事等の科に分ける。但し、地方の状況を酌量して、1科を単設、あるいは数科兼設もできる。
- ② 師範学校の修業年限は6年。
- ③ 師範学校は単独設置できる。後期3年、あるいは後期2年には初級卒業生を収容する。
- ④ 師範学校後期3年は、分組選科を酌行できる。
- ⑤ 初級小学教員の不足を補充するため、適当な年期の師範学校・講習所を酌設できる。

・高等教育における師範教育

- ① 師範大学の修業年限は4年。旧制による設立の高等師範学校は適当な時期において程度を提高して高級中学卒業生を収容、修業年限を4年として師範大学と称すべきである。
- ② 初級中学教員の不足を補充するため、2年の師範専修科を設けることができる。大学校教科あるいは師範大学に付設し、また師範学校あるいは高級中学にも設けることができる。師範学校及び高級中学卒業生を収容する。

以上からみると、この制度における師範教育には6種類のものがある。

- ①完全な6年の師範学校 ②後期3年の師範学校 ③高級中学師範科
④師範専修科 ⑤ 師範講習科 ⑥師範大学

である。このうち、前5種はすべて初級の性質を持つもので、最後の1種だけが高級の性質のものである。

1922年に頒布された『学校系統改革令』は、民国初期に比べ大きな変革が見られる。

従来の高等師範学校の程度を引上げ、師範大学に改称、あるいは普通大学に合併した。この政策によって1923年2月、北京高等師範学校は国立北京師範大学に引き上げられた。また、民国初期に設立された高等師範学校も相次いで普通大学に改称ないし合併され、大学の中の1つの学科になった。たとえば、南京高等師範学校は東南大学に合併され、武昌師範学校は武昌師範大学と改称、まもなく再び国立武昌大学（現在の武漢大学の前身）に改称された。広東高等師範学校は広東法科大学に合併され、国立広東大学（現在の中山大学）に改称した。成都高等師範学校は成都師範大学に改称、まもなく成都大学に合併された。瀋陽高等師範学校は東北大学に改称された。結局、独立高等師範学校としては北京高等師範大学しか残らなかった。^{（注9）}

こうした高等師範学校の改革によって、中・小学校の教員養成は師範学校だけでなく、普通の大学も担当するところとなった。これは中国の近代師範教育において注目される改革であるが、しかし、師範教育機関はその独立性を失うと同時に、師範教育の性格を弱めてしまうことにもなっ

たのである。1932年12月の国民党第4回3中全会で頒布された『確定教育目標と改革教育制度案』は、「師範学校は中学から離れ独立師校として設立、師範大学は大学から離れ独立師範大学として設立しなければならない」「各国立大学の教育学院或いは教育学部は、すべて師範大学に合併する」。また「師育機関は、簡易師範学校・師範学校及び師範大学の三種に分け、すべて政府によって個人がそれを設立することは認めない」と、明らかに規定した。^(注10)

二、師範教育の独立化

1、三民主義教育論

1922年に採用されたアメリカの6・3・3制をモデルとする新学制は、中国の師範教育史にとって重要な意義をもっている。しかし、師範学校と普通中学が合併され、高等中学に師範科を設け、高等師範学校が総合大学にそれぞれ合併されたため、1904年以来続いていた師範教育機関はその独立性を失ってしまった。そして師範学校は高級中学における農・工・商業科と並んで一つの学科となり、その師範的性格は弱まった。そのため、師範教育にはさまざまな問題が出てくるようになったのである。たとえば、従来の師範生の公費待遇問題がある。新学制の中には、元来の師範生公費制度を取り消すことは載っていなかった。しかし、師範生は高級中学における一つの学科となってしまうため、この師範生の待遇をどうするのが新学制の中には明確に規定されていなかったためである。そして1923年以後、各省は財政困難との口実を設け、師範生の公費を停止した。そのため、師範生の人数は急速に減ったのである。^(注11)政府にとっては、独立した師範教育機関を設置することが直面する問題となった。

1924年、孫文を指導者とする中国国民党は、中国共産党との提携後、国民党の改編と国民改革軍の創立を決議した。^(注12)

その対国内政策第10項には「法律上、経済上、教育上、社会上等において、男女平等の原則を確認する」という男女平等の再確認を宣言した。また第3項に「教育の普及を励行し、児童本位の教育発展に努め、系統学校を整理すると共に、教育の経費をふやして、教育の独立性を保障するもの」とあり、教育重視の政策が打ち出された。^(注13)

孫文（1866～1925年）中華民国の政治家、革命家。字は逸仙、号は中山。広東省の客家出身。初代中華民国臨時大総統、中国国民党総理。ハワイ、香港、ヨーロッパに留学。滞欧中「三民主義」を唱え、1905年東京で中国革命同盟会総理となる。辛亥革命で臨時大総統に推されたが、袁世凱に政権を譲り、第二革命で日本に亡命して中華革命党を組織。1919これを中国国民党に改称、三民主義を中心思想として革命を推進した。

1925年3月25日に孫文が死去した後、蒋介石（1886～1975）は国民革命軍を率いて北伐の途につき、1928年6月、北京に入り北伐を完成した。1927年、国民政府は南京政府に移った後、三民主義教育を実施するに当たって教育宗旨を重視するようになる。

三民主義は1905年、東京で結成された中国同盟会の綱領として唱えた政治理論。1911年の辛亥

革命以後の中華民国の政治理念となった。「国内諸民族の平等、独立(民族主義)・民権の伸張(民権主義)・民生の安定(民生主義)」の三原則からなる。1924年、同党改組以後は新三民主義とよばれた。それは太平天国の革命的伝統を受け継ぎ、19世紀の自然科学(進化論)、フランスの革命思想(人民主権説)、イギリスの社会学説を取り入れ、中国の現実に適合させたものであり、民族の独立と、人権の尊重および社会的平等の実現を目指していた。孫文の三民主義は西洋の民主主義をふまえながら清朝の封建社会と帝国主義列強による半植民地支配を倒し、新しい中国社会の建設を目指した独自のスローガンであった。

教育において、孫文は「民主主義国家は、人民が所有し、人民が治め、人民が享受する」と提唱した。そして彼は「アメリカの教育は大変普及し、小学教育が強制の制度となっており、国中、男女を問わず、みな学校で勉強する。そして全国のかなり多数の国民が中学教育以上、または大学教育を受けている」と、アメリカの教育事情を紹介している。

孫文の教育に対する主張でもっとも注目されるのは、義務教育論、女子教育論及び教師教育論である。孫文は義務教育を早くから主張している。

「貧富を問わず、およそ10歳以下の児童に対しては、教育を施さなくてはならない。まず学ぼうとする者は、その行為を改め、教師であろうと児童、生徒であろうと、みなそれぞれの能力に応じてその責任を負うべきである。そしてみなが力を合わせて周囲四方の住民戸籍を調べ、義務教育を大いに発展させることである。」

また、女子教育においては、「中国の女性は2億といっても、これまで女子教育はあまり重視されなかつたため、学問ある女性は大に少ない。今日においては、大いに女子教育を提唱することこそもっとも重要な任務でなければならない。」と強調している。

「中華民国の人民である以上、誰でも自由平等の権利がある。現在、民国はすでに成立し、国民の希望はまさに大きくなりつつあるが、その最も重要なものは人格である。われわれ中国人民はすでに数千年もの間、専制統治下にあった。したがって、人格を失ってから久しい。今日人権なるものを回復するためには、まず教育から始めるべきである。中国人民は4億であるが、この4億の庶民はみな教育を受けなければならない。しかしながら、4億の民に教育を受けさせるには、師範教育こそが先決である。それゆえ師範学校を急いで設立する必要がある。」彼は師範教育の提唱が中国を発展させる道であると窺えられる。^(注14)

1928年9月、国民政府は同年5月に第一次全国教育会議で議決された三民主義による教育を教育宗旨と定め、1929年4月26日、正式に公布された。これが新式教育実施以来、第四回目の政府公布の教育宗旨である。この宗旨には「中華民国の教育は、三民主義を根拠とし、もって人民の生活を充実し、社会の生存を扶助し、国民の生計を発展せしめ、民族生命の延続を目的とする。必ずや民族の独立、民権の普及、民生の発展を期し、以て世界の大同を促進すべし。」とある。^(注15)これはまさに、孫文思想の教育に対する対応である。

孫文の三民主義教育思想に基づき、1928年、南京の中山大学で開催された第一次全国教育会議は新教育制度について討論、「中華民国学校系統案」が議決された。^(注16)この新学制は、その年の

干支により「戊辰学制」と名付けられ、国民政府の学校系統はここに確立するに至った。この学制的学校系統は、6・3・3制を原則としている点においては従来の学制と変わらないが、次のような方針に基づいて樹立されたものである。

- ① 中国の実情に基づき
- ② 国民経済の需要に応じ
- ③ 教育効果の増進をはかり
- ④ 各学科の標準を高め
- ⑤ 個性の発展を求め
- ⑥ 教育の普及をはかり
- ⑦ 地方における弾力性を持たせる^(注17)

したがって、この改革の重点は中等教育以上にあったと言えるが、その中でも師範教育についての改革が特に目立つ。

- (1) 高中師範科或いは師範学校は、3年制の初中卒業生を收容する場合、修業年限は3年とし、4年制の初中卒業生を收容する場合には、修業年限を2年とする。
- (2) 郷村小学校の教育不足を補充するため、郷村師範学校を設けるべきである。初級中学卒業生或いは相当学校の在學生にして、教育に経験があり、さらに郷村教育に対して改革の志望を持っている者を收容する。修業年限は1年以上とする。
小学卒業生を收容する場合は、修業最少年限は2年とする。
- (3) 高級中学は、普通科及び農・工・商・家事・師範等の職業科に分ける。但し地方の状況を酌量の上、普通科を単独に設けてもよい。農・工・商・師範等の科で、単独に設置する場合は高級職業中学校と称する。修業年限は3年をもって原則とする。

以上の規定から見れば、師範教育の前時期と相違するところは次の3点である。

- ① 6年制の廃止、3年制の確立、初中卒業生の收容。
- ② 師範専修科と講習科の名称取消。
- ③ 郷村師範教育の添設。

したがって、本時期に規定されたものは「高級中学師範科、師範学校、郷村師範学校」など3種である。師範学校については、もし3年制の初中卒業生を收容すれば修業年限を3年とし、4年制の初中卒業生を收容すれば修業年限を2年とする。郷村師範学校については、もし初中卒業生を收容した場合には修業年限を1年以上とし、小学卒業生を收容した場合には修業年限を最低限度2年、入学年齢16歳以上とする。

そこから見れば、師範教育は独立教育機関として設けることを明確にしていなかったが、1922年の学制と比べると、師範教育がある程度重視されていることが分かる。

1929年、「中華民国教育宗旨及其实施方針」が公布された。その中では、師範教育について次のように述べている。「師範教育は、三民主義の国民教育を実現する本源であるから、かならずもっとも適宜の科学教育およびもっとも厳格な心身訓練によって、一般国民道德上・學術上もっ

とも健全な師資を養成することを主要な任務とし、可能な範囲内において、その独立設置、ならびに十分に郷村師範教育に発展させるべきである。」^(注18)

ここでは、師範教育の重要性が強く強調されている。師範教育の独立設置については、「可能な範囲内において…」とある。つまり、師範教育はまだ十分に独立の教育機関としての設置が規定されたものではなかったことが分かる。

2、師範教育の独立化

1931年には、『三民主義教育実施原則』が国民党中央第157次常務会議を通過した。これによると、師範教育の目標は次のように規定されている。

- ① 三民主義の精神に従い、ならびに社会生活の需要をも参照し、最新の科学教育及び健全心身訓練を施し、三民主義教育を施す教師を養成する。
- ② 学校は社会と連携し、教育・学習・作業の統一環境をつくる。
- ③ 学生に教育事業の改革能力および終身服務の精神を持たせる。
- ④ 郷村師範教育は農村生活の改善を重視すべきであり、その需要に適応し、郷村教育あるいは社会教育の人材を養成する。

それにより、1932年以後、湖北・湖南および浙江省等は、独立の師範学校を設立した。同年9月、江蘇省も省内の鎮江、無錫の太倉・淮陰・東海および如皋などの中学を師範学校に指定した。また江西省は省立師範学校も設けた。しかし、全国においては、わずか一部の省しか実施していなかった。全国範囲に広がるようになったのは、1932年12月以後のことである。すなわち、1932年12月の国民党第四回中央執行委員会第三次全体大会決議と、1933年の師範学校法および師範学校規定などの発表がきっかけとなった。

「師範法」によると、師範学校は中華民国教育宗旨およびその実施方針を遵照し、厳格な心身訓練をもって、小学の健全な師範を養成すべきであるとしている。

さらに、学生専門教育を深めるため、1934年に『師範学校課程標準』と1935年の『簡易師範学校課程標準』・『簡易郷村師範学校課程標準』、『師範学院規程』が相次いで公布された。ここで、各種師範学校の課程標準が定着することになる。『師範学校課程標準』によると、師範学校本科には「修身、教育、国文、習字、歴史、地理、英語、数学、物理化学、博学、法制経済、農業、手工、図画、楽歌、体操」の16科目があった。また、『師範学院規程』において、「師範学院は単独で設置されるか、または大学に属して設置されるべき」という記述に従い師範学院は師範区の形で全国に設置された。また同時期に、初級師範教育の分区制も1938年公布の『確定師範教育实施方案』によって始まった。この法案では、師範学校は省ごとに師範区を形成することと定められた。これらの規定により、師範学校の体制、教育質の確保、並びに高等師範教育制度の再建が行われ、教育系统の中における初・中・高等師範教育の地位が向上することとなった。

ところは、師範学校設立にあたって、最も重要なことは経費の問題である。この師範学校の経費については次のように掲げる。

第1条、省・市立師範学校運営の普段の臨時経費は、省市費用から支給する。

県立或は連立師範学校の経費は、県或は連立各県の県の経費から支給する。

第2条、県立師範学校で、県財政が乏しく、且つ成績顕著な学校は省の経費から補助を受けることができる。

第3条、省の経費で県立師範学校を補助する基準は、省教育庁が提案し教育部に備案する。

第4条、師範学校の常用費用の支配学生膳食の外、俸給は多くても70%を超えることができない。

設備の費用は少なくとも20%を占めなければならない。事務費は多くても10%を超えることができない。

さらに、1933年10月、行政院は「全国師範学校学生公費待遇実施弁法」を頒布した。全文は6条に分けられ、それまで混乱していた師範生の待遇問題を解決した。これによると、全国各級師範学校の学生（簡易師範を含む）は公費待遇を享受できる、とされた。

その1. 師範生は保証金外に、学費及び図書・体育・医学などの費用をすべて免除

その2. 膳食（主食と副食）費はすべてその師範学校が供給

その3. 各科目教科書は、学校が供給

この他、制服、見学費用、実習材料費用、新入生及び卒業生の乗車費用も学校が負担することになった。これら公費待遇費用の出処であるが、中央は国立師範学校、省は省級師範学校、県は県級師範学校がそれぞれ分担するのである。なお師範生は、もし中途退学および卒業後に義務服務しなかった場合、享受した公費を返還しなければならず、また保証金も没収されると規定された。これによって、師範生の待遇問題は具体的に規定され、師範生の量的確保が望めるようにするとともに、師範教育の独立改革をも推し進めることになった。この師範公費制は、その後50年余りにわたってその骨格を維持してきたのである。

以上の「師範法」および「全国師範学校学生公費待遇実施弁法」によって、1922年以來の師範教育は普通教育との合併状態がようやく取り消され、師範学校と中学の分離設置が明確に規定されるとともに、改めて師範教育の独立性が位置づけられた。さらに1935年、「師範学校規定修正案」が發布され、師範教育の独立性が一層明確となった。これらの章程をまとめてみると、当時の師範教育は以下の3種類になっている。

(1) 師範学校

小学校教員の養成を目的とする。省あるいは直轄市、縣市が建設する。入学資格は初級中学卒業生、修業年限は3年。すべて学費を免除する。服務年限は明確にしていず、「教育部により定める」と規定したが、1935年6月發布された「師範学校規定修正案」は「師範学校卒業生の服務年限はその修業年限の倍に計算する」と規定している。とすると、師範生の服務年限は最低6年となるが、1939年の「師範学校卒業生服務規定」では、師範学校卒業生の服務年限は3年となっている。郷村小学教員の養成を目的とする師範学校は郷村師範学校といい、女子学生のための師範学校は女子師範学校という。その入学資格・待遇・服務年限などは師範学校と同様である。

(2) 幼稚師範科と特別師範科

この2種類の師範科は、いずれも師範学校が附設できる。また公共中学及び高級中学にも特別師範科を附設できる。入学資格は、幼稚師範学科の場合、初中卒業生を収容する。特別師範科は高級中学卒業生を収容する。修業年限は、幼稚師範学校が3～2年、特別師範科が1年である。2科は師範学校と同様、学費を徴収しない。

(3) 簡易師範学校及び簡易師範科

この学校は、各地方において義務教育師資養成急需のため設立される。簡易師範学校は県・市が設立する。入学資格は小学卒業生、修業年限は4年である。簡易師範科は原則として、師範学校及び公立初級中学内に附設する。

以上3種類の中等師範教育機関の中で、最も注目されたのは郷村師範学校および簡易師範学校などの設立であり、いずれも県・市によって設立されている。つまり、地方、郷村において、郷村小学の教員を養成するためである。これは、当時の政府が義務教育を強調したことを物語っている。中国における義務教育は清末からすでに提唱されてはいたが、それが実行に移されるのは民国成立以後のことであった。

1933年に「師範教育独立」の規定が發布され、義務教育の速やかな展開のため、各地方における簡易師範学校及び簡易師範科の開設、師範教育と中学校の分離、師範生の公費待遇の回復、師範生の服務義務などが定められた。これにより、独立的な師範教育系統が確立した。また同時に、「高級中学校師範科課程暫行標準」が規定された。その特徴は、農村師範における農業と関わる科目の増設、人生哲学、社会問題などの科目及び多くの選修科目の取り消し、専門知識に関わる科目の増加、普通科目と専門科目を同時に重視したことである。

待遇と服務義務については、「師範学校と師範大学は、おおむね学費を収めなくともよい」「師範学校及び師範大学の学生は、修業完了後、教育部あるいは教育庁、市教育局による指定地点に派遣されて服務する。その期限が満了して初めて卒業証書が発給され、自由に招聘に応じ、進学ができるようになる。その規定された服務を避け、あるいは服務につとめない者は、その資格を取り消し、かつ費用を追徴する」ことになっている。^(注19)

この決議案は、師範大学が独立的に設置されるようになる宣言である。しかし当時は、中学教員を養成する師範大学は北平師範大学1校しか残っていなかった。他の師範大学は普通大学と合併されて教育学部となり、附属機関としての教育学院になってしまっていた。その卒業生は教育経験がなく、専門学科の水準も低かったため、中学教員の任には耐えなかったのである。中学教員の養成は、当面する問題となっていた。そこで1938年7月23日、教育部は『師範学院規程』を頒布、その中で師範大学と同じレベルの教育機関である独立師範学院の設立を規定した。^(注20) その「規程」によると、師範学院は中学師資を養成する機関である。独立師範教育機関あるいは大学の附属教育機関として設立できる。

入学資格は高等学校の卒業生あるいは同等学歴の者で、入学試験を受けて合格すれば入学できる。修業年限は5年。学部は、国文・外国語・歴史・地理・公民教育・算学－理化・博物・教育

などに分けられ、また体育・音楽・図画・労作・家政と社会教育などの専修科がある。師範生は、修業年限が満ち、合格すれば学士の学位及び中等学校教員資格証明書を得ることができる。

1938年の師範学院規程は、師範教育発達上、注目される法令であり、最も具体的な規程である。第一条は「師範学院は中華民国教育宗旨及び実施方針に基づき、中等学校の健全な教員を養成することを目的とする」。修業年限は5年で、最後の1年を師範実習に充てることになっている。師範学院各専修科は3年となっている。

この規程は、幅広く中等学校教員を養成することを目的としている。その方法として、師範学院は第二部を設置することができる。募集対象は大学およびその他の学院の卒業生で、1年の教育専門訓練を実施する（第7条）。また、職業師資科を設け、専科学校卒業生を募集して1年の師範専門の訓練をさせる（第10条）。そして「師範学院は初級部を附設することができる。高級中学あるいは同等学校卒業生を収容する。3年の教育学科及び専門訓練を受ける」（第11条）。「師範学院は師範研究所を設け、師範学院卒業者や研究能力のある者、あるいは他大学の卒業歴を持つ者を募集する。研究期限は2年」（第12条）とある。

師範学院は単独設立、あるいは大学の中に設置することになっている。この師範学院の設置によって、高等師範学校制度を復活させることができた。現職教員の再教育実施は、中学教員の質・量ともの養成にとっても有効な方法である。なお、卒業生の服務義務年限は5年（初級部・専修科は共に3年。第二部・職業師資科は共に2年）となっている。

1928年から1947年までの20年間における高等学校の卒業生は18.5万人、そのうち高等師範科の卒業生は2.1万人で、総数の11.35%を占めている。また1931年から1946年までの中等専門学校の卒業生は54.67万人、そのうち中等師範学校の卒業生は36.53万人で、総数の66.82%を占めている。^(注21) この時期は1949年前の中国において、師範教育制度が最も充実していた時期であった。

このように転換してきたアメリカ型師範教育の特徴は、以下のように言うことができよう。

- (1) 中国社会の実情に応じ、また戦時に適応するため、師範教育機関を独立に設置する制度が復活し、師範教育体系の多様化が求められた。
- (2) 三民主義教育の貫徹を図る義務教育の早急な実現および教員養成を計画的に進めるため、簡易師範学校、簡易師範科および鄉村師範学校を創立するなど、教員の量的確保に重点を置くこととした。
- (3) 師範学院の設置によって学術的性格と師範的性格との結合、教員養成と現職教育との結合の改革を推し進めた。

おわりに

これまでの教育体制改革から見れば、中国師範教育の発生と変動の歴史は次の3期に分けられる。第一期は、19世紀末から20世紀初頭にかけて日本の制度をモデルに近代学校制度が導入され、師範学堂が創立された時期である。第二期は、1922年、アメリカをモデルに6・3・3制が導入

され、師範教育が整備された時期である。第三期は、1932年以後、三民主義教育を方針とし、師範教育が再び独立し、師範教育が完備した時期である。

このように転換してきたアメリカ型師範教育制度の特徴は、①師範学校、師範専修科、師範大学・学院の3段階制になった。②中等教員養成の程度を高めて大学レベルとし、男女共学制を実施し、師範と普通中学の合併という改革を推し進めたが、師範教育の独立性が失われた、などが挙げられよう。第三期の1932年以後になると、「師範学校法」と「師範学校規程」の発布に従って儒教的な三民主義教育を方針とし、中国の実情に応じた教育内容の改訂を行っている。また6年制師範学校を廃止し、簡易師範学校、簡易師範科を設立、また郷村師範学校を創立するなど、師範教育体系の多様化が求められ、教員の量的確保に重点が置かれることとなるのである。

この3段階の師範教育の沿革を見ると、それぞれの時期において中国の師範教育は紆余曲折を経てきたことが分かる。師範教育の歴史の流れを見ると、日本からアメリカへの模倣に終始してきたのが実情であり、よく国家の要求に適應するという理想の域には達していなかったのである。この原因は様々であるが、主に外国制度の模倣と中国国情との矛盾、教育経費などの問題を取上げるとともに、また、今日の中国では教師をめぐる種々の深刻な問題を解決するため、相当な努力が払われ、多方面にわたる改善策が実施されてきている。しかし以上の問題は、いずれにせよ問題の根は極めて深い。問題の根本解決には、国の経済の発展、全国民的な知的・文化的水準の向上を含む、かなり長期的な対応が必要となろう。現代師範教育改革の連繫を探り、今日の師範教育改革における主な問題点と改革の方向を検討することが、今後の課題である。

注

1. 丁致聘『中国近七十年来教育記事』p.162 台北商務印書館 1961年
2. 竹内好「胡適とデューイ」(鶴見編『デューイ研究』春秋社 1952年)
3. 同前掲書注2 P.35 春秋社 1952年
4. 沈仲九「五・四運動的回顧」『建設』第一卷第3号 P.36 1919年
5. 舒新城『近代中国教育史料』P.91～93 中華書局 1928年
6. 陳青之『中国教育史』P.82～85 台湾商務印刷館 1972年
7. 多賀秋五郎『中国教育史』P.188 岩崎書店 1955年
8. 齊藤秋男『中国現代教育史』P.153 田畑書店 1973年
9. 王鳳喈『中国教育史大綱』P.331～332 湖南教育出版社 1928年
10. 劉問岫「中国師範教育簡史」P.63 人民教育出版社 1985年
11. 「小・中学校が直面する重大問題」『人民中国』1988年12月号
12. 鈴木俊『中国史』P.273 東京山川出版社 1955年
13. 梅根悟『東洋教育史』P.67 東京御茶の水書房 1963年
14. 戴季陶『孫文主義論集』(喻智微・国文教育思想研究)文星叢刊

15. 丁致聘『中国近七十年來教育記事』P. 189 台北商務印書館 1961年
16. 梅根悟『東洋教育史』P. 67 東京御茶の水書房 1963年
17. 『新教育』P. 127～130 第4卷第2期文選
18. 丁致聘『中国近七十年來教育記事』P. 167 台北商務印書館 1961年
19. 楊之嶺『中国師範教育』P. 188 北京師範大學出版社 1989年
20. 陳元暉『中国近代教育史史料匯編』P. 291～293 上海教育出版社 1991年
21. 国家教育委員會計財局『中国教育統計年鑒』P. 16 1987年

《参考文献》

1. 国家教育委員會計財局『中国教育統計年鑒』1987年
2. 『教育法規彙編』第四類學校通則民國元年9月2日部會第二号台北教育部 1929年
3. 教育部總務庁文書科編「教育法規彙編」『官制類』1930年
4. 文部省調査局『中華人民共和國教育法令』國民出版協會 1956年
5. 多賀秋五郎『近代中国教育史資料－民國編中』日本學術振興會 昭和49年

(サイ・シュクフン：アジア文化学科 教授)